

須磨区子ども会連合会活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、須磨区子ども会連合会（以下「須子連」という。）の活動支援に関する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(対象経費)

第2条 補助事業等の対象となる経費は、須子連が当該年度内に実施する須子連主催の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ジュニアリーダー等の認定に要する経費
- (2) 須磨海岸における砂浜を活用したイベントに要する経費
- (3) その他子どもの健康づくり、レクリエーションの機会を増進するための活動として、区内の子どもが広く参加できるもので、須磨区長（以下「区長」という。）が適当と認める事業に要する経費

(補助金等の額)

第3条 一事業に対する補助金等の額は、当該年度の予算の範囲内で、前条の規定による経費の2分の1（百円単位切捨て）の額を上限とする。

(交付申請)

第4条 須子連は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業等を実施しようとする年度の5月末日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）

(交付の決定)

第5条 区長は、補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により速やかに須子連に通知するものとする。

- (1) 補助金等交付決定通知書（様式第2号）
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって須子連に通知するものとする。
- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第6条 須子連は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、須子連に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 須子連は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を須子連の補助事業等完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

（1）補助事業等実績報告書（様式第8号）

（交付額の確定）

第8条 区長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに須子連に通知するものとする。

（1）補助金額等確定通知書（様式第9号）

（2）その他区長が必要と認める書類

（交付の時期等）

第9条 区長は、補助金等の交付額の確定後、補助金等を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第6条第1項の規定による決定に係る補助事業等の完了前に、同項の規定により決定した補助金等の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

（補助金等の請求）

第10条 須子連は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書（様式第10号）を速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金等を須子連に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書（様式第11号）により須子連に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 区長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取

消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、第8条の規定により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。
- 3 加算金及び遅延利息については、補助金規則第21条によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。